

令和8年2月改正

「浜松市立和田小学校いじめ防止基本方針」

説明資料

一人一人の子供たちが、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことを通して健やかに成長することは、全ての子供、保護者、地域、教職員の願いであり、安全・安心な社会を築いていくことは、学校を含め、社会全体で取り組んでいかなければならないことです。

その一つとして、いじめの未然予防、早期発見・対応、解消は喫緊の課題であり、和田小学校では、令和4年度に「浜松市立和田小学校いじめ防止基本方針」を定め、毎年課題を踏まえて見直しを行っています。昨年度も見直しを行い、未然防止の取り組みとして「心の日」を増やし、友達関係を良好に築く活動を強化しました。その成果もあって、昨年度のいじめ認知件数は大きく減少しました。この状況を学校運営協議会においても伝え、今回の見直しでは、ほぼ修正点はなく、継続して取り組んでいくことをご了解いただけました。改めて、基本方針の概要を説明いたします。

なお、本文については学校のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れには様々なものが考えられます。悪口や仲間はずれ、暴力、金品をたかられる、金品を隠されたり壊されたりする、いやなことや恥ずかしいことなどをされたり、させられたりする、パソコンやスマートフォンなどで誹謗中傷、あるいは嫌なことをされる、といったことなどです。

2 いじめの未然防止

- 朝会や学年集会、道徳や学級活動などの授業を通し、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、お互いの人格を尊重し合える態度等を養っていきます。（浜松市立和田小学校いじめ防止基本方針 p.8 年間指導計画 参照）
- 日常の指導の中で、児童の言葉遣いや行動に注意をはらい、相手の立場になって考える態度や姿勢を育てます。
- 年度当初に、発達支援学級や多様性についての理解を深める指導を進めます。
- 6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取り組みを発達段階に応じて実施します。
- 子供の社会性を育み、自己肯定感を高める活動として、構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動や学年集会、縦割り班活動などを実践します。

3 早期発見

- 定期的なアンケート調査を実施します。今年度も昨年度と同様に、家庭で記入する「すこやかアンケート」を毎学期に1回ずつ、学校でタブレット端末で回答する「はままついじめアンケート」を1学期と2学期に1回ずつ実施します。
- 教師と子供の日常的なかかわりの中で見守り、変化や子供の発するサインに気付けるように努めます。また、児童が相談しやすい環境づくりや教育相談の実施、相談窓口の周知を進めます。

4 いじめへの対処

- ① 直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行います。
- ② 家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携します。
- ③ 子供の「健やかな成長」を願って支援・指導します。
- ④ 「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにします。
- ⑤ 明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てます。

【補足】

- 対応を進めるにあたっては、いじめを受けた子供およびその保護者に、いじめ対策委員会の対応方針を説明し、意向を確認します。
- いじめが確認された場合には、いじめを受けた子が安心できる場を確保するとともに、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に見届けます。
- いじめを受けた子供とその保護者には、少なくとも3か月をめぐり、継続や再発がないかの確認を行います。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していきます。
- インターネット上のいじめが発見されたときには必要な指導を行います。また、いじめが疑われるときには、学校が、該当児童、保護者とともに、端末等の確認ができるよう御協力をお願いすることがあります。

5 いじめ防止等のための組織

和田小学校では「校内いじめ対策委員会」を設置し、委員長となる校長がリーダーシップをとって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能させていきます。「校内いじめ対策委員会」には以下の3つの形態があります。

- 実務会：いじめに関する情報を整理し、実際の対応に当たる。
- 拡大会：定期アンケート後の対応状況の確認や、いじめに関する情報に重大性が認められ、より多くの目で情報を精査し方針を決定する場合に開催する。
- 全体会：定期的に（月1回程度）、各学年のいじめに関する情報共有を行う。年度末に学校いじめ防止基本方針の見直しと改善を行う。校内の職員研修を行う。

6 その他

「浜松市立和田小学校いじめ防止基本方針」には、上記の他、地域や家庭の役割、重大事態への対処等について記載されています。